
プロジェクト報告

人間科学研究の実施における倫理問題 (Ethical Issues in the Conduct of Human Science Research)

抱井尚子¹⁾

R. Evanoff²⁾

八田太一³⁾

中田亜希子⁴⁾

中村聡美⁵⁾

成田慶一⁶⁾

1. はじめに

本プロジェクトでは、人間科学領域の研究法として近年世界的に注目されている「混合研究法」を取り上げ、医師であり混合研究法の世界的権威でもあるマイク・D・フェッターズ博士 (Dr. Michael D. Fetters, University of Michigan Medical School) を招聘したオンライン・セミナーを2021年3月10日に開催した。以下ではこのセミナーの概要を報告する。

フェッターズ博士は、現在 SAGE 出版から発行されている混合研究法の専門雑誌 *Journal of Mixed Methods Research* の共同編集委員長を務めておられる。また、日本をはじめとするアジア、ヨーロッパ、中東、オセアニアなど世界のさまざまな地域で、混合研究法のセミナーやワークショップを精力的に開催されている。フェッターズ博士は、

1) 国際コミュニケーション学科

2) 国際コミュニケーション学科

3) 静岡社会健康医学大学院大学

4) 東邦大学医学部医学教育センター

5) ウーブン・プラネット・ホールディングス

6) 京都大学医学研究科

母語である英語の他、日本語、中国語、ドイツ語も流暢に使いこなす、いわば混合研究法の「グローバルな伝道師」と呼べる方である。医学関連論文から混合研究法関連論文まで幅広い論文・著書をお持ちであるが、2021年4月には日本語で、『混合研究法の手引—トレジャーハントで学ぶ研究デザインから論文の書き方まで』（遠見書房）を本稿筆頭著者の抱井との共編著で出版されている。

フェターズ博士による今回のセミナーのタイトルは、「混合型研究実施に際する倫理的問題」であった。人間科学研究とは、医学・生物学といった自然科学とは異なる視点から学際的に人間について探究するものである。人間科学研究の実施における倫理的配慮の重要性は、すべての大学・研究機関において、人を対象とする研究の実施に際し、機関内の研究倫理委員会による審査を受けることが義務付けられていることからわかる。研究実施における倫理的配慮は、医学研究の分野から始まった。その歴史的背景には、第二次世界大戦における「人体実験」の反省から、臨床実験においては被験者からの自発的な同意が不可欠であることを明記した「ニュールンベルク綱領」（1947年）の採択がある。研究倫理は、参加同意の取得の他、研究参加への辞退・中断、情報提供者の匿名性と守秘性、実験研究における欺瞞の使用、研究成果の利用目的の特定と制限、論文執筆における引用・剽窃の問題およびオーサーシップ、研究のリスク管理、研究者の二重役割や利益相反への対処など、さまざまな領域において検討が求められる。現在では、医学・看護学をはじめとする保健医療分野の研究者のみならず、人文科学の分野の研究者にも、実証研究を行うか否かにかかわらず、研究倫理に精通していることが求められるようになってきている。

2. セミナーの概要

フェターズ博士は、日本語による1時間半の本オンラインセミナーの中で、(1) 混合研究法の主な特徴を確認する、(2) 混合型研究（混合研究法を用いた実証研究）を実施する際に出てくる特有の倫理的な問題について検討する、(3) このような問題にどう対処するか戦略を立てる、という3つの大きなトピックについて講演された。

最初に、混合型研究の特徴として、統計的傾向を示す「量的データ」と、ストーリーや個人の経験の語りといった「質的データ」の分析結果を統合することによって、いずれか一方のデータの分析結果からは知り得ない、シナジーの知を得ることを支援する研究アプローチであることが確認された。そしてこの前提に基づき、混合型研究を実施する際に生じ得る種々の倫理的課題が、研究参加者、研究者、そして研究倫理審査委員会の3つの視点から検討された。

まず、複数のアプローチによりリサーチクエスションに迫ることから、現象に対するより包括的な理解が可能になるという混合型研究の特徴が、研究者と研究参加者双方にとってのメリットとなることが指摘された。研究者にとってのメリットは、複数のデータの利用が課題に対する重層的理解を促すという点であり、研究参加者自身にとってのそれは、複数のデータを通して自分自身についてより深いレベルで理解してもらえるという点である。

その一方で、混合型研究は複数のデータの収集や分析が介在する研究アプローチであるがゆえに、研究倫理の課題も複雑になる可能性も指摘された。例えば、質的・量的両タイプのデータを同一の個人から収集する場合、研究参加者の負担が増大するだけでなく、これらの組み合わせによって個人が特定されるリスクを研究計画の段階で検討する必要がある。研究者にとっても、研究倫理審査のための計画書作成がより煩雑になり、両タイプのデータを収集・分析する中では、一方のデータに関する知識が他方のデータの分析にバイアスを与える可能性もある。また、複数の論文として研究結果を出版することをめぐる賛否両論や、両タイプのデータの評価基準の整合性の問題など、他にもさまざまな倫理的課題がある。

フェッターズ博士はこれらの点に加え、研究倫理審査委員会が直面する課題点があることにも言及した。具体的には、倫理審査委員会のメンバーの間で混合型研究の理解が十分に浸透していない場合、複雑な研究計画を検討し、研究参加者へのリスクの有無を判断することが困難となる点が挙げられた。

講演後の質疑応答では、参加者から特に倫理審査委員会に計画書を提出する際の戦略や、研究成果の出版に際してのアドバイスを求める質問が多く寄せられ、活発な意見交換と議論が行われた。

3. むすび

本セミナーは、1時間半という限られた時間の中で開催されたが、講演や質疑応答でのやり取りの内容は、混合型研究のみならず、人間科学研究を実践する上での倫理的問題に直結する話題も多く、非常に充実したものであった。

筆者ら自身、混合型研究の実践の中で、倫理審査書類の作成からはじまり、データ収集・分析、報告書の執筆までの一連のプロセスの中で、複数のデータを収集するからこそその倫理課題に幾度ともなく直面してきた。中でも、制度としての研究倫理審査のプロセスについては、時として混合型研究プロジェクトの創発的・非線形的な展開の妨げと成り得るのではないかという危惧も正直感じることもある。そして、このような危惧は、

混合型研究に限らず特に質的研究の間でも共有され、研究法専門学術雑誌上で議論されてきた⁷⁾。

もちろん、研究参加者・被験者保護は研究実践において最優先されるべき視点であり、そのために研究倫理委員会が果たす役割の重要性は明白である。しかし、予め明確な研究計画を設定する量的研究手法による医学研究をモデルとする倫理審査のあり方は、帰納的アプローチの質的研究や、質的研究を含む混合型研究のような、創発的・非線形的な探究のスタイルにそぐわない部分もある。また、医学研究と人間科学研究では、研究参加者への侵襲性のレベルも大きく異なる。本セミナーでは、それらの点に関する問題提起が、医学研究として混合研究法を実践するフェターズ博士から出され、人間科学研究に携わる多くの研究者もその問題意識を共有していることが明らかとなった。このことは、研究倫理審査のあり方に関する大きな転換点が来ていることを象徴しているのではないだろうか。

このように、混合型研究と研究倫理に関わる問題提起をきっかけとして、多様な人間科学研究に適用可能な倫理審査のあり方に関するオープンな議論が、日本国内でも広がっていくことの重要性と期待を強く感じたセミナーであった。

謝辞

本セミナーの開催を可能にくださった国際研究センターのご支援に、改めて感謝申し上げます。



マイク・D・フェターズ博士
(ミシガン大学医学部教授)

7) Lincoln, Y. S., & Tierney, W. G. (2004). Qualitative research and institutional review boards. *Qualitative Inquiry*, 10(2), 219-234. <https://doi.org/10.1177/1077800403262361>